



篠福第 349 号  
平成30年8月31日

篠山市監査委員 畑 利清 様  
篠山市監査委員 國里 修久 様

篠山市長 酒井 隆明



監査結果報告に係る措置状況について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり措置を講じましたので報告します。

記

- 1 措置を講じた部署 保健福祉部
- 2 監査結果報告名 定期監査報告書
- 3 監査結果提出日 平成30年3月19日（篠監公表第3号）
- 4 措置状況 別紙のとおり

保健福祉部 定期監査報告書に記載の監査意見と措置報告

1 看護師等修学資金貸付金事業の推進について

定期監査報告書 2 ページ

|       |  |
|-------|--|
| 監査意見  | <p>平成 25 年度に制度化され、発足以降 9 名の方が市内の病院に勤務されている。また、平成 30 年 4 月から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を対象とし、拡充予定である。</p> <p>しかし、看護師においては一定の確保はできているが、業務に支障のないよう補充できる体制づくりが必要なことから、引き続き安定的な確保に向けて積極的な募集に努められたい。</p>     |
| 講じた措置 | <p>平成 30 年度より、市内の介護保険施設等で需要が高まっている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を貸付対象とするよう拡充を図りました。</p> <p>毎年、市内高等学校（3 校）、市内中学校（5 校）に募集案内を持参して配付依頼をしており、該当生徒に配付をお願いしました。</p> <p>各学校への案内のほか、市ホームページや市広報紙等の周知活動に取り組みます。</p> |

2 全国車いすマラソン大会の開催方法の見直しについて

定期監査報告書 2 ページ

|       |  |
|-------|--|
| 監査意見  | <p>全国車いすマラソン大会の参加者は年々減少傾向にある。</p> <p>今後は兵庫県、兵庫県障害者スポーツ協会と協議の上、30 回を目途に、より多くの参加が得られるよう開催方法の見直しについて検討されたい。</p>   |
| 講じた措置 | <p>兵庫県、兵庫県障害者スポーツ協会と協議し、本年度で第 30 回を迎える平成 30 年度大会をもって、フルマラソンを終了することに決定しました。現在のところ、第 31 回大会からハーフマラソン及び競技性よりもふれあいを重視したファンラン（3 キロ程度）を予定しており、関係機関と調整を図りながら、より多くの参加者が得られ、安全にレースが実施できるよう取り組みます。</p> |

3 介護保険料にかかる延滞金の徴収について

定期監査報告書 2 ページ

|       |  |
|-------|--|
| 監査意見  | <p>介護保険料の延滞金について、篠山市介護保険条例第 8 条の規定による処理がされていないことから、公平性の確保等の観点からも条例の規定に基づき適正に処理されたい。</p>  |
| 講じた措置 | <p>延滞金に対し条例について、国民健康保険税等にあわせた形で平成 30 年 4 月から適用利率の整理を行いました。納付書等について、会計課との調整等も整い、システム上も計算ができるように作業を行いました。今後については、適正に対応いたします。</p> <p>◆平成 30 年 8 月現在 対象者人数：132 人<br/>延滞金総額：1,471,000 円</p> |

4 介護保険料の徴収について

定期監査報告書 2 ページ

|       |  |
|-------|--|
| 監査意見  | <p>普通徴収の収納について、今後も財源の確保や負担の公平性の観点から、口座振替の推進と消滅時効が2年となっていることから不能欠損に至らないよう引き続き収納率の向上に努力されたい。</p>   |
| 講じた措置 | <p>普通徴収の方のほとんどが65歳の年齢到達による資格取得の方になり、資格取得(被保険者証の送付)の通知時に、口座振替の依頼はがきを同封しています。また、年に2回の予定で医療保険課(後期高齢保険料)と合同で戸別訪問による一斉徴収を行い、収納に努めています。不能欠損になると後に介護サービスを利用する際に、個人の負担割合が高くなるなどペナルティが課されることから、納付相談を行い、納付誓約による分納も行っています。今後も同様の取り組みを行い、徴収対策に努めていきます。</p> <p>◆平成29年度普通徴収率：現年度 88.63% (前年度比 0.14%増)<br/>過年度 13.66% (前年度比 1.56%増)</p> |

5 緊急通報体制等整備事業の推進について

定期監査報告書 3 ページ

|       |  |
|-------|--|
| 監査意見  | <p>民生委員・児童委員と連携し、積極的な取り組みをされたい。</p>  |
| 講じた措置 | <p>民生委員・児童委員の研修会では、緊急通報システムについて広報しており、設置が必要な方への声掛けをお願いしているため、民生委員・児童委員の勧めで設置された方や、ご家族又は近所の方に勧められての申し込みや問い合わせが増えています。今後も、民生委員・児童委員の研修や、関連する福祉関係の会等でも、積極的に広報し、事業推進に取り組んでまいります。</p> |

6 後期高齢者医療保険料の徴収について

定期監査報告書 3 ページ

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 監査意見  | <p>財源の確保や負担の公平性の観点から、口座振替の推進と消滅時効が2年となっていることから不納欠損に至らないよう引き続き収納率の向上に努力されたい。</p>  |   |   |
| 講じた措置   | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>平成 28 年度徴収率</p> <p>特別徴収 100.00%</p> <p>普通徴収現年分 98.48%</p> <p>〃 滞納分 30.03%</p> <p>不能欠損 8人 72件 709,434</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>平成 27 年度徴収率</p> <p>特別徴収 100.00%</p> <p>普通徴収現年分 98.18%</p> <p>〃 滞納分 33.11%</p> <p>不能欠損 4人 36件 420,210</p> </td> </tr> </table> <p>保険料の徴収について、年金月の訪問徴収、年2回介護保険担当課と連携し訪問徴収を実施しています。また、4月、7月、10月には、納付相談を実施し、債務承認や分納誓</p> | <p>平成 28 年度徴収率</p> <p>特別徴収 100.00%</p> <p>普通徴収現年分 98.48%</p> <p>〃 滞納分 30.03%</p> <p>不能欠損 8人 72件 709,434</p> | <p>平成 27 年度徴収率</p> <p>特別徴収 100.00%</p> <p>普通徴収現年分 98.18%</p> <p>〃 滞納分 33.11%</p> <p>不能欠損 4人 36件 420,210</p> |
| <p>平成 28 年度徴収率</p> <p>特別徴収 100.00%</p> <p>普通徴収現年分 98.48%</p> <p>〃 滞納分 30.03%</p> <p>不能欠損 8人 72件 709,434</p> | <p>平成 27 年度徴収率</p> <p>特別徴収 100.00%</p> <p>普通徴収現年分 98.18%</p> <p>〃 滞納分 33.11%</p> <p>不能欠損 4人 36件 420,210</p>  |   |   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>約を行い、保険料の徴収に努めています。現年分普通徴収では、新たな滞納者を出さないよう口座振替ができなかった者に対し、通知し、再振替をしています。</p> <p>不納欠損については、居所不明、本人死亡相続人がいない場合や相続放棄等、また生活困窮や生活保護受給などの理由により徴収不可能と判断したものに対し、不納欠損処理を行っています。今後も負担の公平性の観点から、徴収率の向上に粘り強く取り組んでまいります。</p> |
|--|--|

7 データヘルス計画の取り組みについて

定期監査報告書 3 ページ

|       |  |
|-------|--|
| 監査意見  | <p>医療費の抑制と適正化を図るため、データヘルス計画に基づき、特定健康診査の受診率向上や健康診査異常値放置者受診勧奨事業の取り組み、レセプト点検の実施やジェネリック医薬品利用促進等に取り組まれない。</p>   |
| 講じた措置 | <p>特定健康診査受診率向上のため、平成 28 年 7 月に 40～64 歳未申し込みの方に対し 203 通、12 月に 40～64 歳未受診者 1,426 通の受診勧奨ハガキを送付しました。効果率は、それぞれ 10%と 7.9%でした。平成 29 年 12 月に健康診査異常値放置者受診勧奨事業については、平成 28 年 2 月で受診が確認できなかった 57 名に受診勧奨を行い、3 名が受診に繋がりました。レセプト点検毎月の点検に加え、柔整に関するレセプト点検を実施しました。ジェネリック医薬品利用促進では、一定以上の効果のある方に対し差額通知を郵送しました。</p> |

8 備品の適正な管理について

定期監査報告書 3 ページ

|       |   |
|-------|---|
| 監査意見  | <p>備品台帳は作成されているが、更新されていないものや、備品シールが貼付されていないものがある。財務規則に基づき、適正な管理を徹底されたい。</p> |
| 講じた措置 | <p>平成 30 年 9 月末を目途に台帳の更新、シールの添付を完了するよう取り組んでいます。</p>                         |

|       |   |
|-------|---|
| 監査意見  | <p>○健康福祉センター前駐車場の管理について</p> <p>平成 28 年 7 月の味間認定こども園の開園により、園行事の開催などで駐車場の確保が必要なことから、丹南健康福祉センターや四季の森生涯学習センターの会議室等の利用が出来ない状況となっている。別途確保することが困難な状況であると思われるが、各施設利用率向上のために恒常的な駐車場不足を解消すべき対策について検討されたい。</p> |
| 講じた措置 | <p>駐車場スペースの確保について、毎月 1 回、健康課、中央公民館、子育てふれあいセンター、味間認定こども園、中央図書館の 5 館で貸館の調整を行っている。</p> <p>恒常的な駐車場不足を解消すべき方策については、職員駐車場の場所の確保等、庁内で検討に入っている。</p>   |